



埼玉県報

号外第 27 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 19 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー（ C_2H_5 ）ニ（四）エチルーニ・五ジメトキシフェニル）エチル）アミノメチル）フェノール（通称名ニ五EーNB OH、ニCーEーNB OH）及びその塩類

ロ 三ー「 C_2H_5 」（ C_2H_5 ）ピペリジニル）シクロヘキシル）フェノール（通称名三ーHOーPC P、三ーOHーPC P、三ーHydroxyーPC P）及びその塩類

ハ キノリンー八ーイルルーペンチルーHーインダゾールー三ーカルボキシラート（通称名NP Bー二二）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十年十二月二十日